

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																					
中部地区医師会立 くしかわ看護専門学校		平成20年3月26日		徳森朝子		〒904-2201 沖縄県うるま市宇昆布長尾原1832-1 (電話) 098-972-4600																					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																					
一般社団法人中部地区医師会		昭和48年9月19日		中田安彦		〒904-0113 沖縄県中頭郡北谷町字宮城1-584 (電話) 098-936-8201																					
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																						
医療	医療専門課程	看護学科		平成21年2月27日文科省告示第22号	-																						
学科の目的 看護師を志望する者に基礎的な知識、技術、態度を習得させ、豊かな教養と人格を備えた地域の保健医療福祉活動に貢献し得る看護の実践者を育成する。																											
認定年月日 平成19年12月25日																											
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は は単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
3	昼間	3015時間	1658時間	318時間	1039時間	0時間	0時間																				
単位時間																											
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内数)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
240人		253人	0人	19	96人	115人																					
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験、実習評価は、優、良、可、不可の成績評価を行い、可以上を合格とする。																						
長期休み	■学年始:4月2日 ■夏 季:8月3日～9月4日 ■冬 季:12月21日～1月3日 ■春 季:3月22日～4月2日 ■学年末:3月19日			卒業・進級 条件	本校で定める規定の単位を取得した者。所定の授業科目の単位の認定を受けた者について、会議の議を経て認定とする。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 入学前セミナーを実施し、心構え、円滑な学校生活を開始する。学年担当制を取り、学生1人ひとりへの細かな指導を行う。出席不良や成績不良がみられた場合は、早期に担当教員が面接を行い、支援や対応を行う。			課外活動	■課外活動の種類 学生会活動、校外活動、ボランティア活動、オープンキャンパス、学校祭などの実行委員会 ■サークル活動: 無																						
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 沖縄県立病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院、ちゅうざん病院、琉球大学病院、沖縄リハビリテーション病院、他 ■就職指導内容 履歴書の書き方講義・指導、面接指導、小論文の書き方講義・指導、就職説明会開催、 ■卒業生数 : 82 人 ■就職希望者数 : 78 人 ■就職者数 : 76 人 ■就職率 : 97.4 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 92.6 % ■その他 ■進学者数: 4人 ・沖縄県立看護大学別科助産専攻: 3人 ・名城大学保健学科: 1人 (令和2年度卒業生に関する 令和3年5月1日時点の情報)			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>②</td> <td>82人</td> <td>82人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	看護師	②	82人	82人												
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																								
看護師	②	82人	82人																								
中途退学 の現状	■中途退学者 2名 令和2年4月1日時点において、在学者253名(令和2年4月3日の入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者253名(令和3年4月6日の入学者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 学生の定期的な面接、出席不良・成績不良な学生の面接と学習支援を行う。また、メンタルが不良な学生へのスクールカウンセラーの紹介をおこなう。心療内科への受診が必要な学生には医師会を通して紹介、心療内科受診時には学校長が同席する等家族と学校の連携をとっている。進路変更等の中途退学する者には、進みたい分野の自覚や変更上の悩み等の確認を行い、保護者と調整のうえ、学生の判断に委ねている。			■中退率	0.8%																						
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 中部地区医師会奨学金制度 学業人物に模範となる学生に授業料の一部20万円を支給する。返済不要。 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 25名																										
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等からの第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																										
当該学科の ホームページ URL	http://www.gushikawa-ns.ac.jp																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内には本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文科省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科科第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者を含む。卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まれません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

学校は医療、福祉など人々の生活を取り巻く社会環境の変化を理解し、それに対応できる幅広い専門性、柔軟な対応力と豊かな人間性を兼ねそなえた看護人材の育成をめざし、企業・団体などの役員、実務者から助言を求め、本校の教育の水準の向上と質保証を図るべく、継続的かつ組織的に教育課程の編成に取り組むことを基本方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

ぐしかわ看護専門学校は、設置主体である中部地区医師会理事会の下部機関である。学校長のもとに教育課程編成委員会を設置し、外部委員に加えて学校長、教務部長、実習調整者、事務部長が内部委員として参加する。本校の教育課程の編成及び教育内容、教育方法等の審議機関であるカリキュラム委員会から教育課程の編成等について現状と今後の計画の報告を受け、企業との連携体制のもと、実践的かつ専門的な立場から職業教育に求められる教育について検討する。カリキュラム委員会は、教育課程編成委員会へ出された意見を踏まえて内容を審議し、教育課程や教育方法の改善・工夫に取り組む。教育課程変更の審議は、中部地区医師会理事会に要請するものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
吉田智枝美	公益社団法人沖縄県看護協会副会長	令和2年7月1日～令和4年3月31日(2年)	①
翁長多代子	社会医療法人敬愛会中頭病院 統括看護部長	令和元年7月1日～令和3年3月31日(2年)	③
徳森 朝子	中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校 学校長	令和2年7月1日～令和4年3月31日(2年)	
宮城 章子	中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校 教務部長	令和2年7月1日～令和4年3月31日(2年)	
高良武博	中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校実習調整者	令和2年7月1日～令和4年3月31日(2年)	
仲村文雄	中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校 事務部長	令和2年7月1日～令和4年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月・3月)

(開催日時(実績))

【令和2年度】

第1回 令和2年9月16日 16:30～17:30

第1回 令和3年9月22日予定 15:00～16:00

第2回 令和3年3月24日 16:30～17:30

第2回 令和4年3月23日予定 15:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

令和2年9月16日 教育課程編成委員会

・令和4年施行されるカリキュラム改正について、看護基礎教育カリキュラム検討会報告書の説明、カリキュラム改正に向けた本校の取り組みと課題を審議する。新カリキュラムに向け、①本校卒業生及び卒業生就業施設の期待する卒業生像の評価を行う、②教育目標と期待する卒業生像の目標は、異なる目標か、合致する目標かを検討すること、③教育目標・教育内容に反映させる地域のニーズ把握等を検討するよう助言を得る。

令和3年3月23日 教育課程編成委員会

・カリキュラム改定作業の進捗について、①臨床判断能力の育成には、臨床推論を進めている実習施設の実習指導者等の活用が望ましい、②多職種連携教育には実習施設のチーム医療、多職種連携会議などに参加しチーム医療のなかの協働・連携を体感してもらいと学びが深まる、③本校が行っている病院との連携(病学連携)を活かし、学生が症例カンファレンス等参加し、多職種連携における看護の役割を考えることができるような場づくりも重要である等の提案がされ、教育方法に活用する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業との連携による実習は、基礎看護学方法論Ⅳを修学した後が有効であるという考えから、臨地実習の開始は1年後期とすることを基本としている。現場で働いている指導者の方々より直接指導を受け、実習を行うことにより、実践的な知識・技術の修得を行う。同時に現場でなければ得られない緊張感、対象との体験など、実習内容以外の成果も得られるよう期待している。以上を踏まえて臨地実習には担当教員が同行することを基本とし、実習の開始前の説明会には担当教員も参加する。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため、2年次は臨地実習が中止となり、3年次に至っては、領域実習は6クール中3クールが臨地、統合実習は臨地で実習ができた。実習中止の際は、臨地に近づけたシミュレーションを取り入れ、ICTを活用した。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

看護教員の看護実践能力の維持には困難が伴い、臨床現場を離れている看護教員が現場と同等の看護実践能力を持つことには限界がある。また、看護の対象である人々へ看護技術、看護過程、看護の方法など総合的に学習するという観点から、各領域の看護学概論、看護学方法論において企業と連携している。授業内容、実習内容、実習方法、実習の評価については、企業等に実習要項を配布、説明し、共通認識をしている。実習の評価は、実習指導者、企業等の管理者等からグループ全体の評価を頂くが、なかには学生個人の評価も含まれていることもある。また、実習環境については、実習終了後に学校独自のアンケート調査を行い、その結果を企業側に報告している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習Ⅱ	看護の対象を総合的に理解し、基礎看護学で学んだ知識・技術を統合し、日常生活を通して、看護過程展開の基本を習得する。	県立中部病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院、ちゅうざん病院、沖縄病院
成人看護学実習Ⅱ	成人期における健康問題を理解し、周手術期に在る対象とその家族への看護を実践する能力を養う。対象とその家族を取り巻く医療チームとしての看護の役割や保健医療福祉チーム間での連携を理解し活用することができる。	県立中部病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院、沖縄病院
老年看護学実習Ⅰ	健康障害のある高齢者・家族を理解し、高齢者の持てる力に焦点を当てた日常生活の援助方法を学ぶ。高齢者を支える保健医療福祉について理解し、多職種との連携の中で看護の役割を学ぶ。	ちゅうざん病院、介護老人保健施設陽光館、介護老人保健施設いずみ苑、介護老人保健施設おきなわ徳洲苑、介護老人保健施設若松苑、介護老人保健施設中城苑、介護老人保健施設信成苑(計10施設)
小児看護学実習	小児各期の特徴を理解し、子どもの健全な成長発達を助けると共に、健康段階に応じた子どもと家族に必要な援助の実際を学ぶ。	中頭病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立中部病院、ひまわりっ童保育園、すくすく保育園、ハッピーネス保育園、百合が丘保育園
統合実習	臨地実習で習得した看護実践を行うための基礎的能力を生かし、看護チームの一員としての体験によって知識、技術、態度を統合し、臨床に即した看護実践力を身につける。	県立中部病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院、沖縄病院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教員が基礎的及び専門的資質の向上を図るために研修の実施、研修は、本校の業務遂行上必要な事項に関して実施する。

研修の内容は、職務に直接的または間接的に効果を生むことが期待される内容のもの、教員の自己研鑽となる内容のものとする。

教員は、年1回県外の学会、研修への参加が規程されているため、学会、研修の学びを教育方法に反映させ、学会において発表、協同演者として参加する教員もおり、研究能力の向上に努めている。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のため活動を制限した。

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

①認知症の見極め方と支援の在り方	オンライン	看護教員(1日)3名	認知症の病態生理と支援あり方を深める
②母子の支援-産後ケア事業と助産録-	オンライン	看護教員(1日)1名	母子支援の最新のトピックスを知り、実習展開に生かす
③新生児蘇生法	沖縄県	看護教員(1日)1名	新生児蘇生法の知識、技術を深める

②指導力の修得・向上のための研修等

①現代社会に求められるICT看護実践能力	オンライン	看護教員(2日)2名	新カリキュラムへのICTの活用と実践能力を深める
②Miroを活用したグループディスカッションの進め方	オンライン	看護教員(1日)1名	シミュレーションによるグループワークの知識を深める
③臨床判断能力の育成	オンライン	看護教員(1日)18名	臨床判断能力の基礎的能力を深める
④看護基礎教育における倫理教育	オンライン	看護教員(1日)18名	看護基礎教育における倫理教育の知識を深める
⑤ブロック研修 カリキュラム評価	沖縄県	看護教員(1日)1名	カリキュラム編成時の基本的な手順を体験し深める
⑥看護学生の学びを深める臨地実習	オンライン	看護教員(1日)18名	臨地実習における学生への効果的な関わりを
⑦第32回日本看護学校協議会学会	オンライン	看護教員(1日)5名	カリキュラムマネジメントの知識を深める
⑧カリキュラム編成準備セミナー	オンライン	看護教員(1日)1名	カリキュラム改正について具体的内容と教育方法を知る

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

新型コロナウイルス感染予防のため、今年度の計画については調整中

②指導力の修得・向上のための研修等

新型コロナウイルス感染予防のため、今年度の計画については調整中

(別途、以下の資料を提出)

- * 研修等に係る諸規程
- * 研修等の実績(推薦年度の前年度における実績)
- * 研修等の計画(推薦年度における計画)

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を通して、教育活動及び学校運営を点検し改善することで、社会の変化に対応できる学校組織を目指すとともに、情報公開により学校の透明性を図る。また、自己点検・自己評価、学校関係者評価を行い、全職員が学校の状況及び目標・方向性を共有することで、教育活動及び学校運営の改善を円滑に推進する。委員会は、本校が実施した自己点検・評価の結果について、評価及び助言を行い、その結果を中部地区医師会理事会の報告を経て、公表するものとしている。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・理念・目的・育成人材像は定められている ・育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合している ・理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいる ・社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いている
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・理念に沿った運営方針を定めている、 ・理念等を達成するための事業計画を定めている、 ・設置主体である医師会は組織運営を適切に行っている、 ・学校運営のための組織を整備している、 ・事・給与に関する制度を整備している、 ・意思決定システムを整備している、 ・情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っている
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針を定めている ・修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしている ・修業年限に応じた教育到達レベルや学習時間の確保は明確にしている ・教育課程について、外部の意見を反映している ・実践的な職業教育(実習)が体系的に位置づけられている ・授業評価を実施している ・成績評価・単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっている ・作品及び技術等の発表における成果を把握している ・目標とする免許は、教育課程上で、明確に位置づけている ・資格・免許取得に関する指導体制はある ・資格・要件を備えた教員を確保している ・教員の資質向上への取り組みを行っている ・教員の組織体制を整備している
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率・進学率の向上が図られている ・免許取得率の向上が図られている ・卒業生の社会的な活躍及び評価を把握している
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就職等進路に関する支援組織体制は整備されている ・退学率の低減が図られている ・学生相談に関する体制を整備している ・学生に対する経済的支援体制は整備されている ・学生の健康管理を行う体制を整備している ・学生の生活環境への支援は行われている ・課外活動に対する支援体制を整備している ・保護者との連携体制を構築している ・卒業生への支援体制を整備している ・産学連携による卒業後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいる ・社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備している
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備・教育用具は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されている ・臨地実習体制を整備している ・防災に対する組織体制を整備し、適切に運用している ・学内における安全管理体制を整備し、適切に運用している
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいる ・学生募集活動は適切に行われている ・入学選考基準を明確化し、適切に運用している ・入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用している ・経費内容に対応し学納金を算定している ・入学辞退者に対し、授業料等について適正な取扱を行っている
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び医師会運営の中長期的な財務基盤は安定している ・学校及び医師会運営に係る主要な財務数値に関する財務分析を行っている ・教育目標との整合性を図り、予算・収支計画は有効かつ妥当なものになっている ・予算及び計画に基づき、適正に執行管理を行っている ・財務について会計監査が適正に行われている ・財務情報公開体制を整備し、適切に運用している
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営がされている ・学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施している ・自己評価の実施体制を整備し、評価を行っている・自己評価結果を公表している ・学校関係者評価結果を公表している ・教育情報に関する情報公開を積極的に行っている ・教育情報に関する情報公開を積極的に行っている
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献 ・学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っている
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況
 学校関係者評価委員会は、本校の学校運営、教育活動の現状における課題等の明確化、助言を得ることで、学校運営の継続的な改善の方策を検討、実施していくことを目的としている。本校の学校評価は平成29年度から専門学校等評価基準に沿って評価している。、自己点検・自己評価、学校関係者評価を行うことで、全教職員が学校の状況及び目標・方向性を共有することで、教育活動及び学校運営の改善を円滑に推進する。自己点検の結果をもとに学校評価委員会において意見交換を行い、その意見を含め学校関係者評価委員会において外部評価を実施している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿 令和2年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
吉田智枝美	公益社団法人沖縄県看護協会副会長	令和2年7月1日～令和4年3月31日(2年)	企業等委員
翁長多代子	社会医療法人敬愛会中頭病院 統括看護部長	令和元年7月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委員
喜納幸美	医療法人沖縄徳洲会北谷病院看護部長	令和元年7月1日～令和3年3月31日(2年)	PTA
許田みやび	沖縄県立北部病院	令和元年7月1日～令和3年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
 (例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
 (ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()
 URL: <https://www.gushikawa-ns.ac.jp/information.php>
 公表時期: 令和3年7月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
 学校全体の教育の質の保証・向上の観点から、積極的に情報を公開し、学校運営の透明化を図る。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①学校の教育理念及び目標、特色 ②学校名 ③校長名 ④所在地 ⑤学校の沿革
(2) 各学科等の教育	①定員数 ②カリキュラム ③年間計画 ④進級・卒業の要件及び評価基準 ⑤GPA数値分布
(3) 教職員	①教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア支援への取り組み ②実習への取り組み ③就職支援への取り組み
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6) 学生の生活支援	①学生への支援状況、支援の取り組み
(7) 学生納付金・修学支援	①学納金 ②修学支援の内容
(8) 学校の財務	①看護学校特別会計収支計算書 ②賃借対照表内訳表 ③会計監査
(9) 学校評価	①自己評価の結果 ②学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法
 (ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()
 URL: <https://www.gushikawa-ns.ac.jp/information.php>

授業科目等の概要

(看護専門課程看護学科) 令和2年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			論理的思考法	論理的思考方法を学ぶとともに、その表現方法を養う	1前	30	1	○	△		○			○		
○			情報科学	情報収集・分析、処理の基礎的知識と技術を学び、その活用方法と応用する能力を養う	1後	30	1	○	△		○				○	
○			教育学	人間の成長発達における教育の重要性を学び、教育の基礎的知識を養う	1前	30	1	○			○				○	
○			生命と倫理学	生命の尊厳、人間尊重について理解し、医療・看護の基礎となる倫理観を学ぶ	1前	30	1	○			○				○	
○			文化人類学	沖縄を理解していく中で国際的な視野をもつことの意義を学び、世界を幅広く見つめる目を養う	3前	15	1	○			○					○
○			生活環境論	地球環境における生態系のありようを理解したうえで、健康の基盤となる生活環境を学ぶ	2前	15	1	○			○					○
○			社会学	社会学における基本的な概念を学び、人間と社会について理解を深める	1後	30	1	○			○					○
○			心理学	心理学の基礎的知識を学び、自己と他者を理解することで人間理解につなげる	1前	30	1	○			○					○
○			人間関係論	関係的存在としての人間の特徴を理解し、人間関係のあり方を学ぶ	1前	30	1	○			○					○
○			英語Ⅰ	国際交流に活かせる実用英会話と英文の読解力を身につける	1前	30	1	○	△		○					○
○			英語Ⅱ	看護実践の場で活かせる看護に必要な英語を学ぶ	2通	45	2	○			○					○
○			レクリエーションとスポーツ	レクリエーションとスポーツを通して感性を磨き、人間性の幅を広げる	2前	30	1	○	△		○					○
○			身体のしくみⅠ	人体の生命維持の基盤となる器官の機能について学ぶ	1通	60	2	○			○					○
○			身体のしくみⅡ	人体の活動を統合する機能と構造と、人体を保護し、種を保存する機能と構造について学ぶ	1通	45	2	○	△		○			○	○	
○			生化学	生体を構成する物質とその代謝作用を学び、人間の生命現象を科学的に判断する能力を養う	1前	30	1	○			○					○

○		栄養と健康	人間の健康生活を支える食事について考え、生体に取り込まれた栄養素の働きを理解する	1後	30	1	○		△	○					○
○		微生物学	微生物が生体に及ぼす影響を理解し、病原微生物の種類と特徴から生体への影響を予防する方法を学ぶ	1前	30	1	○		△	○					○
○		病理学	健康障害に関する病因と病変について学ぶ	1後	15	1	○			○					○
○		病態生理学Ⅰ	呼吸器、循環器、血液・造血器、内分泌疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	1通	45	2	○			○					○
○		病態生理学Ⅱ	歯・口腔器、消化器、代謝疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	1後	30	1	○			○					○
○		病態生理学Ⅲ	皮膚、アレルギー・膠原病・感染症、眼、耳鼻咽喉疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	1後	30	1	○			○					○
○		病態生理学Ⅳ	脳・神経、運動器、精神疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	2前	30	1	○			○					○
○		病態生理学Ⅴ	腎・泌尿器、女性生殖器、小児期、周産期疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	2通	45	2	○			○					○
○		薬理学	薬物が生体に及ぼす作用・副作用を理解し、薬物の取扱と管理方法を学ぶ	1後	30	1	○			○					○
○		公衆衛生学	健康問題と社会背景を理解し、健康問題に対する統計的な知識を学び、健康に関する諸問題を幅広く捉える能力を養う	2前	30	1	○			○					○
○		社会福祉学Ⅰ	社会福祉の定義を学び、看護と社会福祉の関連を習得する	2前	15	1	○			○					○
○		社会福祉学Ⅱ	社会福祉の概念と目的、機能を学び、看護の中で社会保障が果たす役割を習得する	2通	45	2	○	△		○	△				○
○		看護関係法令	看護活動を行うための基礎となる法令及び関連する法について学ぶ	3前	15	1	○			○				○	
○		現代医療論	医療の変化と健康問題・疾病予防について理解を深め、望ましい医療者・看護師像について学ぶ	1前	15	1	○			○					○
○		基礎看護学概論Ⅰ	看護の概念を捉え、看護の位置づけ・専門性について学ぶ、また看護の対象としての人間のとらえ方を明らかにし、看護の機能と役割の重要性が認識できる	1前	30	1	○			○				○	
○		基礎看護学概論Ⅱ	先人の看護論の構成要素について学び、自己の看護観の土台を気づくことができる	1前	30	1	○	△		○				○	
○		基礎看護学方法論Ⅰ	看護を実践するための基礎となる技術の概念について理解し、安全に看護行為に共通する基本技術を習得する	1前	30	1	○	△		○				○	

○		基礎看護学 方法論Ⅱ	対象の健康生活を保持するために、環境調整の援助技術、バイタルサインの測定及び活動と休息への援助などの日常生活援助技術を習得する	1 前	30	1	○	△	○	○								
○		基礎看護学 方法論Ⅲ	対象の健康生活を保持するために、清潔・衣生活への援助、栄養と食事の援助及び排泄の援助などの日常生活援助技術を習得する	1 通	45	2	○	△	○	○								
○		基礎看護学 方法論Ⅳ	看護におけるフィジカルアセスメント及び身体計測の技術を習得し、さらに検査・治療に伴う看護の役割と援助方法を学ぶ	1 通	45	2	○	△	○	○								
○		基礎看護学 方法論Ⅴ	健康障害を持つ対象に対し経過別・症状別・治療処置別等に応じた基礎的知識及び援助方法を学ぶ	1 後	45	2	○	△	○	○	○							
○		基礎看護学 方法論Ⅵ	看護過程に沿って看護の実践を行うことの意義と重要性が理解でき具体的展開の方法を学ぶ	1 後	30	1	○	△	○	○								
○		成人看護学概 論	成人看護学の概念と成人期の特徴と対象を理解し、成人期の保健・医療・福祉の動向と課題、倫理と看護者の役割について学ぶ	1 後	30	1	○		○	○	○							
○		成人看護学 方法論Ⅰ	急激な身体侵襲で生命の危機状態にある対象の特徴を理解すると共に回復を促進する援助を学ぶ	2 前	60	2	○	△	○	○	○							
○		成人看護学 方法論Ⅱ	生涯にわたり疾病の自己管理を必要とする対象の看護、対象とその家族が健康障害を受容する過程やセルフケアを高める援助の方法を学ぶ。さらに、終末期における対象の特徴を理解すると共に終末期看護について学び自己の死生観を養う	2 通	45	2	○	△	○	○	○							
○		成人看護学 方法論Ⅲ	回復過程において障害への適応と社会復帰を目指す対象への看護を理解する	2 通	30	1	○	△	○	○	○							
○		老年看護学概 論	老年期を生きる人々の健康と、加齢に伴う身体的、精神的、社会的変化や特徴を理解する。また、高齢者を取り巻く社会の動向や医療保健福祉制度について学ぶ	1 後	30	1	○	△	○	○								
○		老年看護学 方法論Ⅰ	高齢者の健康障害が日常生活動作に影響を及ぼすことを理解する。また高齢者の特徴的な疾患と看護のアセスメントの視点を理解しADL保持・QOL向上を目指す看護を学ぶ	2 通	45	2	○	△	○	○	○							
○		老年看護学 方法論Ⅱ	紙上事例を通して、疾患をもつ高齢者の看護過程を具体的に展開する	2 後	30	1	○	△	○	○								
○		小児看護学概 論	子どもの特徴と子どもを取り巻く環境について学び、小児看護の対象及び役割を理解する	1 後	30	1	○	△	○	○								
○		小児看護学 方法論Ⅰ	健康問題の経過の特徴と小児に特有な症状と看護について学び、子どもと家族への援助方法を習得する	2 通	45	2	○	△	○	○	○							

○		小児看護学 方法論Ⅱ	小児のヘルスアセスメントを学び、 小児看護に必要な技術を身につける	2 後	30	1	○	△		○	○						
○		母性看護学概 論	女性を取り巻く環境について学び、 母性看護の対象及び役割を理解する	1 後	30	1	○	△		○	○						
○		母性看護学 方法論Ⅰ	周産期の生理的特徴を理解し、周産 期における健康保持・増進及び健康 問題に関する援助方法を習得する	2 通	45	2	○	△		○	○	○					
○		母性看護学 方法論Ⅱ	紙上事例による看護過程の展開を通 して、母性看護の具体的な援助方法 を習得すると共に、健康に働きかけ る看護のあり方を学ぶ	3 前	30	1	○	△		○	○						
○		精神看護学概 論	こころの構造・働きや発達を理解 し、精神の健康の保持・増進のため の支援を学ぶ	1 後	30	1	○			○	○						
○		精神看護学 方法論Ⅰ	精神に障害のある対象の精神状態や 状態像、治療法を学び、その対象が 経験している世界を知り精神障害者 への理解を深め、援助の観点を学ぶ	2 通	45	2	○			○	○	○					
○		精神看護学 方法論Ⅱ	精神看護の基本を学び、治療的人間 関係を深めるための精神看護実践能 力を身につける	2 後	30	1	○	△		○	○						
○		在宅看護概 論	在宅看護の歴史的変遷を踏まえ、在 宅看護の概念と対象、場を理解し、 在宅看護の役割と機能を学ぶ	1 後	30	1	○			○	○	○					
○		在宅看護論 方法論Ⅰ	在宅看護に必要な看護援助を学び、 対象の抱えるニーズを把握し、セル フケア能力を高めるための支援と生 活の質(QOL)の維持・向上に向けての 支援方法を学ぶ	2 通	45	2	○			○	○	○					
○		在宅看護論 方法論Ⅱ	紙上事例を通して看護過程を学び、 個別的な在宅ケア支援のための保健 医療福祉のネットワークの活用方法 ・継続看護の方法を学ぶ	3 前	30	1	○	△		○	○						
○		看護活動と管 理	看護活動における看護管理・災害看 護について理解し、国際的視野から 看護を学ぶ	3 後	30	1	○	△		○	○	○					
○		医療安全	医療安全の視点から安全な医療・看 護を提供する意義と役割について理 解を深め、倫理的判断能力・リスク マネジメント能力を養う	3 通	30	1	○	△		○							○
○		看護技術の統 合	看護対象の特性・状況をアセスメン トし、対象へ必要な援助を統合・実 践する基本的能力を養う	3 通	30	1	○	△		○	○						
○		卒業論文	事例研究に必要な基本的知識や態度 について学び、実践してきた看護に ついて事例研究を通して、科学的根 拠や看護理論と照らし合わせて、論 文としてまとめることにより、より よい看護実践が追究できる態度を養 う	3 通	30	1	○	△		○	○						

○			基礎看護学実習Ⅰ	看護における活動の場、患者の生活環境及び健康障害で、入院生活を余儀なくされている対象を理解し、日常生活の援助を実施する	1通	45	1				○	○	○	○
○			基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学で学んだ知識・技術を統合し、日常生活援助を通して、看護過程展開の基本を習得する	2前	90	2				○	○	○	○
○			成人看護学実習Ⅰ-1	成人期にある対象の健康の保持増進と疾病予防の活動と保健医療福祉チームにおける看護役割を理解する	2後	30					○	○	○	
○			成人看護学実習Ⅰ-2	成人期における健康問題を理解し、慢性期・終末期の経過をたどる対象とその家族への看護を実践する能力を養う	2後	150		4			○	○	○	○
○			成人看護学実習Ⅱ	成人期における健康問題を理解し、周手術期にある対象とその家族への看護を実践する能力を養う	3通	90	2				○	○	○	○
○			老年看護学実習Ⅰ	健康障害にある高齢者・家族を理解し、ADL保持・QOL向上に向けた看護の基礎的能力を養う	2後	90	2				○	○	○	○
○			老年看護学実習Ⅱ	健康障害・疾病を持つ高齢者・家族を理解し、適切な援助を提供できる基礎的能力を習得し看護問題を解決する能力を養う	3通	90	2				○	○	○	○
○			小児看護学実習	小児看護における対象の特徴を理解し、子どもの健全な成長発達を助けると共に、健康段階に応じた子どもと家族に必要な援助の実際を学ぶ	3通	90	2				○	○	○	○
○			母性看護学実習	母性看護の対象を理解し、女性の健康に関する活動の実際を見学あるいは実施することで、保健医療福祉チームの一員としての役割を学ぶ。また、周産期における対象の心身の変化を理解し、対象及び家族に適した看護が実践できる基礎的能力を養う	3通	90	2				○	○	○	○
○			精神看護学実習	精神に障害のある人とのかかわりを通して、対象の特徴や対象を取り巻く環境を理解し、精神的健康の回復への援助を実践できる基礎的能力を養う	3通	90	2				○	○	○	○
○		3	在宅看護論実習	訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所の役割・機能を理解し、在宅療養者のもつ療養上の課題を知り、療養者及び家族のQOL向上にむけて看護者の果たす役割について学ぶ	3通	90	2				○	○	○	○
○			統合実習	臨地実習で習得した看護実践を行うための基礎的能力を生かし、複数患者の受け持ちや一勤務帯を通じた実習、看護チームの一員としての体験によって知識、記述、態度を統合し臨床に即した看護実践力を身につける	3後	90	2				○	○	○	○
合計						72	3015単位時間(99 単位)							

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
学校の授業科目はすべて必修科目とし、履修しなければならない。 授業科目の単位の認定を受けた者について教育会議の儀を経て卒業を認定する	1 学年の学期区分	前期・後期
	1 学期の授業期間	21週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。